

## 社会福祉法人 金沢西福社会 評議員・役員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人金沢西福社会(以下「法人」という)定款第8条、定款第22条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるところにより、無報酬とする。

2 常勤役員に対しては、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条各号に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規定の第3条3項については、当面 無報酬とする。

附則 この規定は、平成30年11月22日より施行する。

別表1 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額(1人あたり)	年度総額(1人あたり)	年間総額(合計)
役員(非常勤)	10,000円	50,000円	400,000円